

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年8月14日
【中間会計期間】	第10期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
【会社名】	株式会社Veritas In Silico
【英訳名】	Veritas In Silico Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 慎吾
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目11番1号
【電話番号】	03-6421-7537(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 郷田 恒雄
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田一丁目11番1号
【電話番号】	03-6421-7537(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 郷田 恒雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 9 期 中間会計期間	第10期 中間会計期間	第 9 期
会計期間	自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日	自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日	自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日
事業収益 (千円)	115,998	43,420	194,643
経常損失() (千円)	88,729	182,854	233,562
中間(当期)純損失() (千円)	90,154	184,448	236,442
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	77,175	10,000	77,175
発行済株式総数 (株)	6,487,114	6,487,114	6,487,114
純資産額 (千円)	2,355,835	2,025,099	2,209,548
総資産額 (千円)	2,393,107	2,070,935	2,248,958
1 株当たり中間(当期)純損失() (円)	14.41	28.43	37.11
潜在株式調整後 1 株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—
1 株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	98.4	97.8	98.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	139,278	147,187	217,944
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,760	497,788	2,005,988
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	848,179	—	848,179
現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高 (千円)	2,256,253	523,959	173,358

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

4. 1 株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動也没有ありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の概況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断した内容を記しております。

(1) 経営成績の状況

当中間会計期間（2025年1月1日～2025年6月30日）における世界経済は、底堅い成長を見せながらも、米国政府が打ち出した関税措置により先行き不透明感が広がりました。わが国においては、賃金引き上げや旺盛なインバウンド需要による盛り上がりが見られたものの、生活必需品をはじめ諸物価の上昇が続き、景況感にはやや陰りが見られました。

当社のプラットフォーム事業（mRNA標的的低分子創薬事業）においては、創薬プラットフォームibVIS[®]を活用し、東レ株式会社、塩野義製薬株式会社（以下「塩野義製薬」と表記）、ラクオリア創薬株式会社（以下「ラクオリア創薬」と表記）、並びに武田薬品工業株式会社（以下これらの製薬会社を「パートナー」と表記）との共同創薬研究を進めており、さらなる提携先の契約に向け、mRNA標的的低分子創薬に関心を持つ国内外の製薬会社等に当社のプラットフォーム技術紹介等のアプローチを進め、当中間会計期間中には新たに、三菱瓦斯化学株式会社と共同研究契約の締結に至りました。

これと並行して、将来の事業多角化に向け、自社独自でmRNAを標的とする新たな医薬品の創出（パイプライン創出）の取組みを進めました。そのうち核酸医薬の開発において当社は、既にp53遺伝子のmRNAの量を低下させ、タンパク質の発現を抑制する作用がある核酸医薬の一種、アンチセンスオリゴヌクレオチド（ASO）を同定、日本国内での特許取得とともに、さらに効率よく活性の高いASOを取得するための独自研究を進めております。当中間会計期間中には、心臓血管手術後に惹起される虚血性の急性腎不全を創薬研究の対象疾患と定め、当社として最初のパイプラインとして取り組む方針といたしました。

プラットフォーム事業（mRNA標的的低分子創薬事業）においては、各パートナーと実施している共同創薬研究が各々順調に進捗し、塩野義製薬との共同創薬研究では、リード化合物獲得につながる化合物の取得に成功しマイルストーン達成に至りました。またラクオリア創薬とのがん治療薬創出を目標とした共同研究では、共同研究で取り扱う標的遺伝子の研究範囲を拡大するとともに、双方のノウハウを活かして複数遺伝子に対して複数のスクリーニングを実施、それぞれ創薬研究の起点となり得る低分子化合物を複数取得する等の成果がありました。

収益面では、共同創薬研究契約に基づき定期的に受け取る研究支援金や、スポット的に発生するマイルストーン収入等により事業収益は43,420千円(前年同期比62.6%減)を計上しました。事業費用には研究開発費94,123千円を含む229,679千円が発生し、営業損失は186,259千円(前年同期は66,731千円の営業損失)となりました。

営業外損益においては、定期預金による受取利息3,149千円など営業外収益3,404千円が発生し、経常損失は182,854千円(前年同期は88,729千円の経常損失)、中間純損失は184,448千円(前年同期は90,154千円の中間純損失)となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当中間会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べて178,023千円（7.9%）減少し、2,070,935千円となりました。流動資産は主に現金及び預金の減少149,399千円、売掛金の減少21,019千円により174,503千円（7.8%）減少し、2,057,569千円となりました。固定資産は、主に減価償却による有形固定資産の減少4,696千円、新たな特許権等による無形固定資産の増加1,310千円等により3,519千円（20.9%）減少し、13,365千円となりました。

(負債)

当中間会計期間末の負債は、前事業年度末に比べて6,425千円（16.3%）増加し、45,835千円となりました。これは流動負債にて前受金の増加13,750千円、未払金の減少9,309千円等があったことによるものです。

（純資産）

当中間会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べて184,448千円（8.4%）減少し、2,025,099千円となりました。これは中間純損失による利益剰余金の減少184,448千円があったことによるものです。

これらの結果、自己資本比率は、前事業年度末の98.2%から0.4ポイント低下し、97.8%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」と表記）の残高は、前事業年度末より350,600千円増加し523,959千円となりました。当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間の営業活動により支出した資金は147,187千円となりました。これは主に税引前中間純損失182,854千円、売上債権の減少21,019千円、前受金の増加13,750千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間の投資活動により獲得した資金は497,788千円となりました。これは主として定期預金の払戻し500,000千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間の財務活動による資金の増減はありません。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当中間会計期間における研究開発費の金額は94,123千円であります。

なお、当中間会計期間において、当社の研究開発活動に重要な変更はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間会計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間会計期間において、資本の財源及び資金の流動性に関する分析について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに以下の契約を締結いたしました。

製薬会社との共同創薬研究等

相手先の名称	相手先の 所在地	契約の名称	契約締結日	契約内容
三菱瓦斯化学 株式会社	日本	共同研究契約	2025年 6 月30日	長鎖RNAを標的とする核酸医薬ASOの創薬共同研究であり、QbDに基づく開発候補ASO化合物の取得と製造方法の確立を目指す。 共同研究により得られた成果物は主に当社が権利を保有、三菱瓦斯化学株式会社は一部を保有 < 研究期間 > 2025年6月30日から3年間

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,000,000
計	22,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,487,114	6,487,114	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株です。
計	6,487,114	6,487,114	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年5月1日(注)1	—	6,487,114	67,175	10,000	—	1,800,174

1. 会社法第447条第1項の規定に基づき、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図るため、資本金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります(減資割合87.0%)

(5) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
中村 慎吾	東京都渋谷区	1,400,000	21.58
三菱瓦斯化学株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	731,256	11.27
New Life Science 1号投資事業有 限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目13番1号	556,444	8.57
三菱UFJライフサイエンス1号投資 事業有限責任組合	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	512,640	7.90
IEファスト&エクセレント投資事 業有限責任組合	東京都港区芝二丁目3番12号	331,700	5.11
梨本 正之	新潟県新潟市西区	298,390	4.59
上村 孝	東京都日野市	197,500	3.04
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	160,700	2.47
みずほ成長支援第3号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	156,700	2.41
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	London,United Kingdom (東京都中央区日本橋一丁目13番1号)	142,200	2.19
計	—	4,487,530	69.18

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,482,800	64,828	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	4,314	—	—
発行済株式総数	6,487,114	—	—
総株主の議決権	—	64,828	—

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間財務諸表について、東陽監査法人による期中レビューを受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,173,358	2,023,959
売掛金	21,019	-
貯蔵品	13,350	13,565
前渡金	2,875	10,880
前払費用	1,662	1,901
その他	19,806	7,262
流動資産合計	2,232,073	2,057,569
固定資産		
有形固定資産	14,115	9,418
無形固定資産		
ソフトウェア	325	510
特許権	758	1,884
無形固定資産合計	1,084	2,394
投資その他の資産	1,685	1,552
固定資産合計	16,885	13,365
資産合計	2,248,958	2,070,935

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	33,664	24,355
未払法人税等	2,850	1,425
前受金	-	13,750
その他	2,895	6,305
流動負債合計	39,410	45,835
負債合計	39,410	45,835
純資産の部		
株主資本		
資本金	77,175	10,000
資本剰余金	2,335,766	2,402,941
利益剰余金	203,393	387,842
株主資本合計	2,209,548	2,025,099
純資産合計	2,209,548	2,025,099
負債純資産合計	2,248,958	2,070,935

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
事業収益	115,998	43,420
事業費用		
研究開発費	70,240	94,123
販売費及び一般管理費	112,488	135,556
事業費用合計	182,729	229,679
営業損失（ ）	66,731	186,259
営業外収益		
受取利息	8	3,149
講義料	166	135
その他	3	119
営業外収益合計	178	3,404
営業外費用		
上場関連費用	12,820	-
株式交付費	9,351	-
その他	5	-
営業外費用合計	22,176	-
経常損失（ ）	88,729	182,854
税引前中間純損失（ ）	88,729	182,854
法人税、住民税及び事業税	1,425	1,594
法人税等合計	1,425	1,594
中間純損失（ ）	90,154	184,448

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失()	88,729	182,854
減価償却費	7,442	5,771
受取利息	8	3,149
上場関連費用	12,820	-
株式交付費	9,351	-
売上債権の増減額(は増加)	23,245	21,019
前渡金の増減額(は増加)	11,612	8,005
未払金の増減額(は減少)	6,055	9,669
前受金の増減額(は減少)	12,393	13,750
その他	24,005	17,864
小計	136,436	145,272
利息の受取額	8	1,103
法人税等の支払額	2,850	3,019
営業活動によるキャッシュ・フロー	139,278	147,187
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	500,000
有形固定資産の取得による支出	1,760	702
その他の支出	-	1,509
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,760	497,788
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	860,999	-
上場関連費用の支出	12,820	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	848,179	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	707,141	350,600
現金及び現金同等物の期首残高	1,549,111	173,358
現金及び現金同等物の中間期末残高	2,256,253	523,959

【注記事項】

(追加情報)

(法人税等の税率の変更による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(中間損益計算書関係)

販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
役員報酬	34,280千円	37,769千円
給与手当	26,729	32,559
支払報酬	19,363	14,807
支払手数料	8,435	19,883

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間会計期間 (自2024年 1月 1日 至2024年 6月30日)	当中間会計期間 (自2025年 1月 1日 至2025年 6月30日)
現金及び預金	2,256,253千円	2,023,959千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	1,500,000千円
現金及び現金同等物	2,256,253千円	523,959千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は2024年2月8日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。この上場にあたり、2024年2月7日を払込期日とする公募増資(ブックビルディング方式による募集)による新株式800,000株の発行により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ368,000千円増加、2024年3月12日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による新株式120,000株の発行により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ55,200千円増加しております。

当社は2024年3月14日開催の定時株主総会の決議に基づき、2024年4月19日付で減資の効力が発生し、資本金の額448,000千円をその他資本剰余金に振り替えております。

加えて、当中間会計期間において、第1回新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ11,975千円増加しております。

これらの結果、当中間会計期間末において資本金が77,175千円、資本剰余金が2,335,766千円となっております。

当中間会計期間(自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)

- 1．配当金支払額
該当事項はありません。
- 2．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。
- 3．株主資本の著しい変動
当社は2025年3月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、2025年5月1日付で減資の効力が発生し、資本金の額67,175千円をその他資本剰余金に振り替えております。
この結果、当中間会計期間末において資本金が10,000千円、資本剰余金が2,402,941千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、創薬プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)		
項目	前中間会計期間	当中間会計期間
契約一時金収入	—	—
マイルストーン収入	60,000	10,000
ロイヤリティ収入	—	—
研究支援金収入	53,598	31,620
受託研究収入	2,400	1,800
顧客との契約から生じる収益	115,998	43,420
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	115,998	43,420

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純損失()	14円41銭	28円43銭
(算定上の基礎)		
中間純損失()(千円)	90,154	184,448
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純損失()(千円)	90,154	184,448
普通株式の期中平均株式数(株)	6,254,525	6,487,114
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月14日

株式会社Veritas In Silico

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 川久保 孝之

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 曾田 竜司

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Veritas In Silicoの2025年1月1日から2025年12月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Veritas In Silicoの2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認

められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。